

Energize

私たちはお客様の“元気”をサポートします！

一人の百歩より百人の一步...

1月10日は2020年経営計画発表会でした。



2020yoko-so
の顔は僕たち
です(笑)

後継者の山本の主導になって二年目、発表に向け山本もギリギリまで準備をしていました。

普段はあまり熱く語ったり大げさな旗を振ったりしない山本も、当時の朝、ご主人に「柄にもなく緊張してるだろ、飛べないブタはただのブタだぞ」と言われたらしいです(爆)

私も独立してから二十数年間、年末大掃除が終わると一人で事務所の決算をして、除夜の鐘が鳴り始めるまで計画をまとめ、正月は元旦の午後から出勤して経営計画書を作って、仕事始め初日の1月4日に経営計画発表会をするのを習慣にしていました。年末年始の休みは元旦午前中のみでした。

経営者にとって「決算」という区切りは、一年の行動と成果の棚卸をして、ミッションから逆算したビジョンを再度強く思い描き、そのために次の一年で何を成し遂げなければならないのかを頭から血の汗が出るほど考えて考えて... その思いと熱を皆に伝えるための区切りです。

最近5~6年ほどは正月もゆっくり休めるようになりましたが、山本にも経営者としての「思い」や「こだわり」、そして「責任」や「面白さ」が伝わったのでしょうか(笑)

私が先頭に立ち、発破で山を切り崩し森をなぎ倒しながら先に進み、右腕の山本が皆に指示をして岩と倒木を片付け整地して砂利を敷く... 時々山本から「Nが砂利道で足をくじきました」「Hが毎日砂利を運ぶ意味が分からないと言っています」と報告が来る。「あ~そんなヤワな奴は辞めてもらえば」、「そんなこと言ったら誰もいなくなります。話を聞いてモチベーション上げてあげないと」、「なにとぼけたこと言ってんだモチベーションなんて自分で上げるもんだろ」...

そんな時代から山本TOPの時代になり... 彼女が最初に取り組んだのは、砂利道にアスファルトを敷き排水路をつけた舗装道路の建設。安全快適な道路の上で働き易い環境と評価制度や高給を準備しました。先日まで自分も社員の一人であった山本にとっては社員第一でより良い労働環境を整えるのは自分に課せられた最大の課題なのだと思います。

さて100人体制への準備は整いました。ここから全員で舗装道路の先端に並び一歩ずつ新しい道の開拓に挑みます。「働きやすい環境」がどれだけ山を切り崩すために成果を生み出せるのか証明する本番です。

誰よりも早く先に進みたい創業者の自分は(笑)、隣で観ていてヤキモキしたりイライラすることもあります。「一人の百歩よりも百人の一步」「早く行きたければ一人で、遠くに行きたければ皆で」という言葉を噛みしめながら... 悩みながら次のステージを目指す後継者と皆を感謝と愛情で見守りたいと思います。

道は険しいけれどくじけるな~! 皆で楽しもうぜ~ (笑)

◆ 医療費控除について

来月2月17日より、2019年分所得税確定申告の受付が開始します。年末調整も終わり、住宅ローン控除や社会保険料控除、生命保険料控除等を受けて所得税の還付を受けられた方も多いと思いますが、その年末調整では受けることが出来ない控除が医療費控除です。その年1年間に支払った医療費の総額が所得金額の5%又は10万円を超えた場合には、200万円を限度として医療費控除を受けることができますが、この適用を受けるためには確定申告が必要となります。

● 医療費控除の対象となる医療費の要件

① 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った医療費であること

この場合の配偶者その他の親族の範囲については所得金額の要件は問われていないため、親族で生計を一にしている場合には、収入のある親族のために支払った医療費も控除対象となります。また、自己と生計を一にする親族であるかの判定時期は、医療費を負担した時点の現況によることとされているため年間を通して生計を一にしている必要はありません。

② その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること

医療費控除の対象となる医療費の金額はその年中に実際に支払われた金額に限られています。なお治療がその年中に終わっていても未払となっている医療費がある場合には、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

● 医療費控除の対象となる金額を計算する際の確認ポイント

① 医療費控除の対象となる費用とは

控除の対象となる医療費は、医師・歯科医師による診療や治療費、治療等に必要な医薬品の購入費、病院や診療所・助産所へ入院するための通院費用等、治療等のためのあん摩マッサージ指圧師等による施術料などの項目が挙げられます。従って、病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入や、疲れをとるためやリフレッシュ目的のマッサージ等は医療費控除の対象となりません。また、その他の誤りやすいものとして下記があります。

	医療費控除の対象	医療費控除の対象外
通院・通院	・入院中に病院から提供される食事代 ・通院、入院のための交通費	・入院時の寝巻きや洗面用具などの購入費 ・通院のための自家用車のガソリン代等
出産	・定期健診・分娩・入院費	・里帰り出産のための交通費
歯科	・歯の治療（自由診療含む） ・治療としての歯列矯正費	・美容のための歯列矯正費
眼科	・レーシック手術費	・通常の近視や遠視の矯正眼鏡の購入費

② 医療費等から差し引く金額とは

高額医療費や出産一時金の給付、保険会社から入院給付金を受けた場合は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として、支払った医療費から差し引く必要があります。

● 医療費控除を受けるためには、確定申告が必要

医療費控除の申告は、2017年分の申告から大きく簡素化されました。それまでは医療費の領収書の提出が必要でしたが、医療費控除の明細書を添付することで領収書の提出が不要となりました（ただし、領収書の原本には5年間の保存義務があります）。また加入している健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付することで、明細の記入を省略することもできます。医療費控除は住民税の計算においても控除の対象となりますので、確定申告で医療費控除を受けることにより住民税も減額されます。ひとくちに医療費といっても、治療にまつわる出費は多種多様です。医療費の対象になるか等の不明点がある際には、担当者までお声がけください。

★ 悩める自然災害第7弾！

19年は大規模な地震は発生しませんでしたでしたが、29個もの台風が発生し、15号、19号と甚大な被害があったことは記憶に新しいと思います。15号では死者1名、家屋の全壊342戸、半壊3,927戸の被害、19号に至っては死者99名、行方不明者3名、家屋の全壊3,225戸、半壊28,811戸とさらに大きな被害をもたらしました。

● 住まい被災時の救済制度

近年台風や豪雨、地震などで住まいが被災し、修理や再建が必要になるケースが増えています。

いざというときに役立つのが、政府などが設ける様々な支援制度です。公的な給付や税金の減免のほか、住宅ローンの債務軽減の仕組みも整いつつあります。今回はそれぞれの活用法をレポートいたします。

19年9月の台風15号、10月の台風19号では上記のように多くの住宅が被災したために被害者生活再建支援法に基づく給付金が支給されました。同制度では親や家族が亡くなった場合に災害弔慰金として遺族に250万円又は500万円が支給されます。自宅が全壊又は大規模半壊した場合に被災者生活再建支援制度として1世帯に75万円から300万円が支給されます。

家が被災すると所得税が減額される制度もあります。①被害の状況に応じて一定額を所得税から差し引いて税額を減らせる雑損控除、②所得税の一部か全額が免除される災害減免法上の制度です。

被災者はどちらか有利な方を選んで確定申告をします。その他に地方税の減免、医療保険、介護保険の保険料・窓口負担金の減免、各自治体が所管する公共料金等の免除などがあります。

● 破産手続き回避

家の被災でとりわけ深刻となるのが、住宅ローンの返済中に災害が起きる場合です。家が損壊したにもかかわらず借金だけが残るケースです。そんな事態に備え知っておきたいのが全国銀行協会などが事務局になってまとめた「自然災害債務整理ガイドライン」です。

金融機関との合意に基づき債務を整理するためのルールとして16年4月に運用が始まりました。19年3月までに同指定にのっとり319件の債務整理が成立しています。熊本地震、西日本豪雨、18年9月の北海道胆振東部地震などが対象となりました。

● 再建へローン負担軽く

返済困難に陥った際に借入先の銀行などに申し出ると、弁護士らが無償で協力してくれます。協議して合意が成立すれば簡易裁判所に特定調停を申し立てる流れで、破産手続きに比べて債務者のメリットは大きいものとなります。

理由は被災後の生活に必要な資金を手元に残しやすいためです。破産の場合は資産処分により最大でも99万円しか手元に残りませんが、同指針に基づく債務整理では最大500万円を確保でき、残りの財産でローンの一部を返済します。被災者生活再建支援金や義援金などとして受け取ったお金も温存できるのです。家の被害が甚大な場合は建て直すか、新たに購入する必要がありますが、再建の一助となります。



(株)横浜総合フィナンシャルの西尾です！

住宅金融支援機構には被災者向けに低利で融資する住宅ローン制度「災害復興住宅融資」があります。

今年の1月分の適用金利は0.36%(特例加算部分は1.26%)です。

住宅が被災して自治体から災証明書を交付された場合が対象です。

今月の yoko-so



今回は、第32回経営計画発表と新年会の様子をお届け致します。真剣に話を聞いている様子と、楽しそうな新年会の様子をご覧ください！

変わらないは、つまらない。



第32期 経営計画発表会



皆さま、明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。1月10日にTEAMyoko-soの第32期経営計画発表会が行われました。まず、泉代表より理念と経営について、その後には山本所長より、今後のyoko-soが目指す姿とIT環境の分析についての話がありました。yoko-soは地域一番事務所を目指し、①職員数が一番、②売上規模が一番、③ミッション業務で一番、④効率化で一番、⑤働きがい・働きやすさで一番の5項目に力を入れていきます。

全員でyoko-soの目指している姿を共有した後は、中期経営計画(5ヶ年)の確認です。昨年よりスタートした「第7次中期計画」も最初の一年が終わり、二年目に突入します。改めて第7次中期計画について所内全員で確認できたので、今年も気持ちを新たに頑張っていきます！その後、2020年の全体主要方針と各Team毎の行動計画に関する発表を行いました。昨年は人事異動も多く各チーム、メンバーの入れ替わりがあり、チームの雰囲気も変わりました！会の後半では、毎年恒例の個人目標の発表をメンバー全員が行いました。一人一人の目標を全員で応援していきます！丸一日経営計画発表会で頭を使った後は、新年会です！4月から入社予定のメンバーも参加し、とても楽しい会になりました。



次号予告・編集後記

経営計画発表会も終わり、また新たな1年が始まりました。本年もどうぞ宜しくお願い致します。風邪も流行っていますので皆様も体調にはお気を付けください。

次回は繁忙期真っ只中のyoko-soの様子をお届けします(笑)

今月の一言…“良薬は口に苦し”

必要なのは「勇気」でなく「覚悟」
決めてしまえば、すべてが始まる

覚悟とは「危険、不利、困難なことを予測してそれを受けとめる心構えをすること」とあります。仏教用語では「迷いを脱し真理を悟ること」... 好奇心旺盛に挑戦する時には勇気、責任を背負い絶対に引けない時は覚悟... どちらも大切ですが究極は覚悟ですね。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 1 4 1)

- ★ 新年明けましておめでとうございます。昨年末より「SDG s」のセミナーに参加しております。SDG sとは国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成する行動計画のことです。我々自身がどのようにしてSDG sを達成していくのか。お客様にどのようにしてSDG sをご案内させていただくのか。只今模索中です。現時点ではっきりとしたことは「SDG sは知識ではなく行動である」ということです。SDG sが企業価値を高め、社会に求められる企業へと変化するきっかけとなるはずです。(NISHIO)
- ★ 今年の年末年始も新潟の実家に家族で帰省してきました。両親、兄弟家族と過ごす時間は、一人っ子の娘にとって特別なようで、いつも帰り際涙ぐんでのお別れになります。両親が健在でいてくれることに感謝するとともに、近くで両親をサポートしてくれている兄弟の存在は、この年になりようやく有難みを感じます。人の価値観が、出会いや環境に起因することを考えると、田舎で生まれたことにも改めて感謝です。娘にも自然環境や多くの人に触れる機会を、今年もできる限り作ってあげたいと思います。(TOCHIKURA)
- ★ 年始に思い立って靖国神社と明治神宮に詣でてみました。どちらも初めて行ったのですが、明治神宮は1月4日の15:00過ぎでも参拝に1時間以上待つ人出の多さにびっくり！並んでいる間に由緒や社史などを読むことができたので、歴史の重みを感じることができました。新年度となり、TEAMy o k o o s oは無事に経営計画発表会も終え、スタートをきりましたが、これも積み重なれば歴史になるんですよ。一日一日を大切に、気持ちを引き締めて行動していきたいと思います。(YAMAMOTO)
- ★ 年末年始休暇... 年末は家内と原村で過ごし、元旦は90歳になる両親の家に親族で集まり、二日の朝は家族恒例の大山詣、そして、2日の午後から5日まで独りで森で過ごします。3日の朝は裏山の御柱山の先まで雪山散歩、我が家から標高差600m往復10キロ、往復三時間。戻って村の温泉でホッコリしてちょうど昼食です。諏訪大社の御柱祭りの巨木を切り出してきた黒い森は今年は雪が少なく靴が埋まる程度の雪、いつもの場所でいつものカモシカの夫婦に会いました。「あけましておめでとう。今年も元気にね」と話しかけると「なんだお前さんか」という顔でゆっくりと森の中に消えて行きました。シカと言ってもシカ科ではなくウシ科のカモシカ君は鹿とは違って慌てず急がずゆったりと森の中を散策しています。



午後からは経営計画発表会の理念教育の内容を考えたり、薪ストーブの前でゆっくりと本を読んで... 独りの時間と「思考の時」を過ごします。皆さんは「独りの時間」と「思考の時間」をもっていますか？私は年間10日は誰にも会わない独りの時間を作ります。「思考の中に未来がある」... すべての未来はこの思考の中から創り出されます。(IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2020年2月7日(金)19(水) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第109回「クレドを活用した理念経営の実践」

講師：税理士法人横浜総合事務所

Team財務支援 公認会計士 藍場 康之

日時：2020年2月20日(木) / 16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります